

規約の一部変更について公示

厚生労働省保険局保険課より発出された令和2年4月6日付け事務連絡「健康保険組合における事業継続について」の発出を受けて、非常時における健康保険組合の体制整備を進めるため当組合規約を変更し、近畿厚生局長に届出をいたしましたので、下記の通り公示します。

記

新 旧 対 照 表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>組合規約 第2章 (組合会招集の手続)</p> <p>第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも7日前に招集状を送付しなければならない。</p> <p>2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。</p> <p><u>3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。</u></p> <p>(組合会の傍聴)</p> <p>第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき<u>又は会議システムにより組合会を開催したときは</u>、この限りではない。</p> <p>(組合会の議決事項)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めるとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。</u></p> <p>(1) 議員の疾病、負傷 (2) 議員に係る災害又は交通途絶 (3) 災害等の発生による外出自粛要請</p> <p><u>3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。</u></p>	<p>組合規約 第2章 (組合会招集の手続)</p> <p>第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも7日前に招集状を送付しなければならない。</p> <p>2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。</p> <p>(組合会の傍聴)</p> <p>第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りではない。</p> <p>(組合会の議決事項)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p>

新 旧 対 照 表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>(会議録の作成)</p> <p>第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>2 <u>会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>会議システムで組合会を開催した旨</u></p> <p>(2) <u>会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨</u></p> <p>(3) <u>システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨</u></p> <p>(4) <u>会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所</u></p> <p>3 <u>書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。</u></p> <p>4 <u>会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。</u></p> <p>組合規約 第3章 (理事会の招集の手続き)</p> <p>第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>5 <u>理事会は会議システムにより開催することができる。</u></p>	<p>(会議録の作成)</p> <p>第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>2 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。</p> <p>組合規約 第3章 (理事会の招集)</p> <p>第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p>

新 旧 対 照 表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>(理事会の議事)</p> <p>第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 ～ 5 (略)</p> <p><u>6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 理事の疾病、負傷</u></p> <p><u>(2) 理事に係る災害又は交通途絶</u></p> <p><u>(3) 災害等の発生による外出自粛要請</u></p> <p><u>7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。</u></p> <p>(理事長の専決)</p> <p>第37条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、令和2年7月1日から施行する。</p>	<p>(理事会の議事)</p> <p>第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>2 ～ 5 (略)</p> <p>(理事長の専決)</p> <p>第37条 理事長は、<u>健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）</u>第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。</p>

以 上